



かながわ
消費生活

注意・警戒情報

引っ越しのトラブルに注意!



相談事例

新生活を迎える3月から4月に増加する傾向があります。

- 引っ越し事業者によって壁や家具に傷をつけられた。
- オンライン上で見積りを取り契約したが、エアコンの脱着作業等の追加費用の説明がなく、引っ越し当日になって別途料金を請求された。



トラブルに遭わないためのポイント!

- ☑ 傷や故障のトラブルに備えて、引っ越し前後の状況を写真や動画で記録しておきましょう。
- ☑ 見積りは、キャンセル料、エアコン移設等の付帯サービス料等、知りたい内容を具体的に示して依頼しましょう。
- ☑ 引っ越し事業者から渡される関係書類はしっかりと読み、疑問点や不明な点は必ず事前に確認しましょう。
- ☑ 契約締結前に段ボール等資材の提供を受ける際は、キャンセルした場合の取扱いを確認しましょう。



引っ越し当日は・・・

- ① 現場で立会をし、貴重品は自身で管理をしましょう。
- ② トラックから荷物をすべて新居へ運び入れたら、引っ越し事業者と一緒にトラックに荷物が残っていないか確認しましょう。
- ③ 荷物が壊れていたり、なくなっているときは、すぐに引っ越し事業者に連絡※しましょう。また、家の床や壁に傷がないかの確認もしましょう。



※ 【標準引越運送約款 第二十五条】(責任の特別消滅事由)
荷物の一部の滅失又はき損についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を!

局番なし

いやや
188番

ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課 (045-312-1121) へお問合せください。



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶

